

## 第二節 沖永良部社倉の沿革

本節は、安藤佳翠著「沖永良部社倉の沿革」を転載する。ただし、より詳細にするために、「四、備荒貯畜の情況」を、和泊町編「沖永良部島郷土史資料」により挿入した。なお、転載にあたり、西暦年号を補記した。

### 一 島民の生活

沖永良部の歴史的沿革を繙めるに、元は琉球国に隷属していたのであるが、慶長十四年（一六〇九）、島津家久の琉球征伐の結果大島・喜界島・徳之島・与論島の四島と共に薩藩の直轄となり、島治の為に代官所（普通には在番と稱す）が置かれることとなった。その始めは徳之島在番の所管となっていたのであるが、元禄三年（一六九〇）に徳之島より分れて、和泊に新しく代官所が設けられ、沖永良部島の外に与論島も同一の代官によって支配せられ、斯

くて明治四年に及んだのである。

さて、薩藩の大島諸島を直轄するや、先ず其の特産たる砂糖に着目した。而して延享二年（一七四五）には従来の貢米は砂糖上納即ち貢糖（定式糖と）に改め、爾来之を藩外に売却し莫大の利益あることを看取するや、ますます其の増殖と取扱方に対する干渉を加えるに至った。砂糖増殖の方法としては、男女各々の人頭に一定の甘蔗の耕作を割当て、水田といえども干して阜となすべきは、ことごとく干田として甘蔗の栽培に充て、一方、雑穀・甘藷・蔬菜等の作物に対しては極端なる制限を加えた。こうして生産された砂糖は、是亦自由の処分を許さず、文政十二年（一八二九）に至るや、先ず大島、徳之島、喜界三島に対して総買上の方法を行なった（沖永良部にこの制が布かれたのは嘉永六年）。総買上とは、即ち貢糖の剰余（これを余計と稱した）は総て藩庁（其の取扱をなす所を三島方と稱した）に於て買上げるのである。それは金銭で買取るのではない。総買上と同時に金銭の流通を停止して、例えば種油一升が砂糖二十五斤替、ろうそく一斤が砂糖二十斤替の如く、島民日常必需の物品との交換を強要せられたのである。而して若し外に密売する者あらんか処するに死刑の嚴法を以てした。砂糖の売りさば

き、物品の購入に対し、島民は全然自己の利益を主張する権能を与えられなかったのである。

この砂糖に対する巧妙なる経済政策がいかに藩庫の収入を増し一藩の財政を豊かにしたかは言うまでもないことである。しかしその効果が大である程、島民の生活は実に悲惨であった。「農は納なり」（土農士商心得草）「百姓は飢寒に困窮せぬ程に養うべし」（昇平夜話）の如きはあたかもこの無辜の島民のためにこしらえたような言葉である。

島民の窮乏、それは単に人為的政策の然らしめるものばかりではない。琉球、大島の諸島は台風の衝に当っている。夏秋、六・七月より八・九月にかけては、年三、四回暴風の災禍に見舞われたことは常例となっている。一度怒らんか、風師は海濤を叱咤して四方八面より島を襲撃し、樹木をなぎ倒し、百姓一年の辛苦を一日の間に皆無となすが如きもあえて珍らしいことではない。尚之に加ふるに干ばつによる作物の被害も深刻なものがあ

録によって知ることができる。

この天災と苛政は人口統計の上にも反映しているように思う。試みに之を示さんか。天明六年（一八〇六）沖永良部の人口は九千四百五十五人であった。これが三十二年を経過した天保元年の調査までに一万の上を頭を出したことがない。ようやく弘化二年に至って一万六百三十六人、明治四年（一八七二）に一万四千四百六十三人となつている。しかるに明治に入り、いわゆる御維新後は毎年非常な増加を示して、昭和六年（一九三一）には、現住人口二万九千四百五人の多きに達している。その増加の割合を見ると、天明六年より明治四年に至る六十六年間の五割八分の増加に対して明治四年より昭和六年に至る六十一年間には、十割三分という飛躍的な増加を示している。この懸隔のよつて生じたところ単に一・二の理由でないことは勿論である。しかし新旧兩時代を合わせ考えた時、自ら首肯せられるものがある様に思うのである。

## 二一 島治と西郷先生

前項に述べたように、極めて少数の者を除いた島民の殆んど全部が、地上に於て与えられたのは生存の権のみであつて、飢餓をしのぐの外に何等経済的の余裕といふべきものはない。それで一度凶年に見舞われる時は、蘇鉄によつて露命をつなぐの外はなかつた。その災禍甚しくして救助の道相立たざる時、代官の執る手段はただ一つあつた。藩庁に対して拝借米の下渡を請うことである。之を代官記によつて見ると、文化七年、万延二年兩度共に大干ばつに加ふるに麻疹流行のため老若の病人死人続出の故を以て拝借米をそれぞれに配給したようである。かかる姑息の手段は到底万全の策にあらざるを思い、ここに備荒貯蓄に対する永遠の計を教え社會の設立を首唱したのが、即ち西郷南洲先生その人であつた。

西郷先生（當時は大島吉之助と稱していた）が久光公の怒りに触れて沖永良部島に配流せられたのは、文久二年（一八六二）閏八月であつて、元治元年二月に至る一年有半の間、この孤島のしかも狭あいなる座敷牢の中において種々の辛酸を

なめられたのである。しかるにかかる苛酷かこくな逆境に置かれながらも、南島蒼生を救済せんとする愛民の至情はまことに熱烈であつたことを、うかがい得るのである。

西郷先生の南島流謫はこの島が初めてではなく、安政六年正月より文久二年正月までまる三年潜居を命ぜられて大島竜郷にあり、赦免叶つて上国したものの又しも君公のけん責を蒙つて徳之島へ遠島、在島七十余日にして更にこの島に追放せられたのであるから、大島諸島の治政の実状、島民生活の実際については知悉せられていたのである。しかしてそれはこの義人の黙過を許さざる状態にあつた事を左の書面や事蹟が明らかに物語っている。

一 何方においても苛政の行はれ候儀、苦心の至に御座候。当島の体、誠不<sub>レ</sub>忍次第に御座候。松前の蝦夷人捌よりはまだ甚敷御座候次第、苦中の苦実に<sub>レ</sub>是程丈けは有<sub>レ</sub>之間敷と相考居候処驚入次第に御座候云々（安政六年一月十三日大島竜郷より税務所へ大久保尚氏宛書面の一節 大西郷全集による）

二 大島竜郷潜居の際、代官所下吏の島民に対する横暴を憤り、鉄拳を彼の頭上に加えて懲戒した事があ<sub>レ</sub>る。（南洲謫居逸話による）

三 大島竜郷潜居の際、島民が砂糖隠匿の嫌疑を受けて檻置、拷問を受けつつあるを聞き十余里を距る名瀬の代官所に駆付け、代官に被疑者の冤罪を説き、その釈放方を交渉して其等を救出せしことがある（南洲謫居逸話による）

四 尚々当島代官三ヶ条の仁政相発し申候。一ヶ条は大島全様書役の奸計にて御注文品宜敷物は御渡し不足と相唱当人には不<sub>二</sub>相渡<sub>一</sub>自俣にて申受候処其弊を改め人々注文品の通帳を以御渡の節引合候様罷成候由、二ヶ条は寒中砂糖煎方、頓と取実も之無実に

作人共込入候由、御座候処、充分熟し候上、春正月にても宜敷候間、作人の心次第、煎方取付候との趣にて御座候処、一同雀躍いたし候由に御座候。三ヶ条は、当島は大島とは引違ひ正余計砂糖は過返して申して、三合代米被下候由、然処惣勘定不<sub>二</sub>相濟<sub>一</sub>内は、右の過返米不<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>候処、手短の作人共にて、右の正余計は葉書を以て取引いたし、惣て一斤も不<sub>レ</sub>作奸商に謀取られ候処、此度は内斤を以<sub>テ</sub>正余計の者<sub>ニ</sub>は、速に代米被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>不<sub>二</sub>成入<sub>一</sub>者へは不<sub>二</sub>相渡<sub>一</sub>直に自分正余計の者へ配当相成筋に相

決し、是以<sub>テ</sub>大に勢立候向に御座候（文久二年八月二十日徳之島より木場松内宛書面の一筋 大西郷全集による）

先生は、もとより島治牧民の任を帯びて島に差遣せられたのではない。一個の罪人であり一個の流人であつた。しかし島民により善き生活、いささかでも生甲斐のある一生を送らせたいという事においては、代官役人以上に一大関心を持つていたことが分かるであろう。

さて先生が幽囚の身となつて沖永良部島にある間、最も親交のあつたのは、間切横目（島役人の職名、警察の事に当る）土持政照であつた。政照は先生の困、即ち牢屋の監視を命ぜられて相接触する機会を与えられたのであるが、その間意気相投合し肝胆相照らすものがあり、後には、義兄弟の契を結んだ位の間柄である。

西郷先生は文久三年春自ら「与人役大駄」並に「間切横目役大駄」なるものを草して之を政照に与えた。与人役とは、島役人中最高の役職であり、代官の指揮を受けて島治の事務を掌るものであつて、あたかも今日の町村長に比すべき役吏である。即ち与人役大駄とは、その心得書と稱すべきもので、その一節にいわく、

百姓は力を勞して本に報ゆるが職分、役人は心を勞し

て本に報ゆるの職分にて候。力を勞するとは、作職に骨折をいたし年貢を滞らず、或は課役を勤るが力を勞するにて御座候。心を勞すると申すは、百姓のたよりよき様に取扱くれ候事にて、凶年の防をいたしたり、作職の時節を取失わぬように仕向候が、心を勞すると申すものに候えば、此本意を能々合点いたして難儀の筋をはぶきくれ候処專要の儀に御座候云々

右に挙げた三・四の事例によつても、如何に西郷先生が官吏の善政を庶幾し、島民の福利増進を希望せられたかは充分に推察することができるであらう。しかしして西郷先生が社會の設立を唱道したる、また偶然でないことが首肯せられるであらう。

### 三 社會と西郷先生

先生が或日政照に問うていわく、「当島に天災があつて、飢きんにでも陥つたら如何にして窮民を救助するか。」と、政照答えていわく、「旧例にならない藩庁に救助米の拝借を願うの外に道はない。」先生はこの答えを聞くや「当島は鹿兒島を距る二百余里、しかも風涛險悪、

加ふるに鹿兒島との往来は年わずか二期、半年は全然交通途絶の有様ではないか。それに飛脚船の備えもないし、何を以て事の急に応ずる事が出来るものか」と政照も辞に窮し改めて先生に教えを請うたところ、先生は諄々と説くに宋時における社會の法を以てし、その設立の方法を教え、且つ自ら左に示すが如き社會趣意書なるものを草して之を政照に与えた。

#### 社會趣意書

凶荒に備ふると云ふは、豊年の時に致すことあれ。其仕やうは、村々にて現夫のつらつらに何升と賦り付けては、親疎もあるのみならず苦情も起り候半か。然れば第一作得之余計をしらべ、家内の人数或は雜穀の余分まで相考へ夫に応じ出来割付候はゞ、人氣も宜敷く自ら社會之趣意に基き仁恕之大本相立候半。例えば、一ヶ村にて五石の米高に相及はゞ、貳割の利付にては一ヶ年には老石の利米に相成るなれば、右を本に相立て、年々仕練候得ば、三ヶ年には元利八石六斗四升に相成るべし。五ヶ年には十二石余の米高に相成候半。其節は最初之出来の分は銘々え返し与え、利米を以て

右の手数にて仕練候はゞ、人々不時の災難を救ひ、又は廢疾のものもあはれみ、何歟救助の道相付事にはあるまじき歟。若荒年に逢ひ候時は、窮民は天の賜と仰

ぎ候半。然る時は積年の心苦に引かえて如何ばかりのうれしきぞや。どれ程の陰徳かも知るべからず。自然百姓の上に立ちて御役を勤め候は何の訳に候哉。第一百姓の融通をいたし呉候為にはあるまじきや。凶年に臨んで飢亡に及候を見ながら、只安閑にして年柄の事なれば致方は無之しと年柄に打まかせ候ては、弥々天よりは其罪役々に歸し候儀相違あるまじく、畢竟此処古人も論判いたしたり。いづれも前以テの備、肝要の事也。百姓は力を勞して奉公を致し、役々は心を勞し御奉公を致すは天然の賦付に候へば、心の限りは可レ盡事に候。若又五ヶ年に相満たずして凶年に逢ひ候はゞ、現在極難に不レ迫には頭出来外五部通り相重ネ配分致し、又至極の窮したるには一部相重ネ候て相渡し、よく年は重み丈の分は返米為レ致候はゞ往々は非常の困米相備り(以下紛失の爲メ、落土持家藏書)

これ実に沖永良部社會の発祥とも稱すべきもので、遺

文欠落の爲全容を知る事は出来ないけれども、その精神と実行の方法については充分うかがい得るのである。

宋時社會の法をこの島に行なわしめんと愁容したる、それ亦単に先生が書冊の上より得たものであるうか。嘉永四年(一八五二)島津斉彬公襲封の始めに当り、藩士関勇助、横山安之亟の兩名に、米価の暴騰を防ぎその平準調節を図るため、常平倉、社會、義倉の選択を命ぜられたことがある。而して同年十月、遂に常平法が施行せられ闔藩皆その仁政を謳歌したというのである。当時先生はまだ郡方の小吏であり、この創設に関与したのではないと思うが、仁政に浴した者であるには相違ない。殊に地方民政に就いて関心の深い先生はこの法に留意有つたと思うのである。土持家藏の古文書中に嘉永五年正月、公の自ら手裁親しく士民に訓諭せられた「常平倉法大意並愚考」(照國公文書中、中に擊)の写本がある。これは西郷先生自らの書写に成るものではないが、その当時のものたるべく、或は先生が政照に与えたか、或いは転写させたものであると思う。よつて薩藩における常平倉と、沖永良部社會とは一脈相通するものあるを信ずるものである。

乍恐申上候。当島之儀、及<sup>二</sup>疲勞<sup>一</sup>難島之段被聞召上去五年(慶応二年)爲<sup>レ</sup>御救助<sup>一</sup>御仕向被<sup>レ</sup>取替<sup>一</sup>万端御省略被<sup>レ</sup>仰渡<sup>一</sup>候二付テハ、御趣意二基キ諸事實素可<sup>二</sup>相守<sup>一</sup>「巨節々申渡置候得共、年来驕惰之習慣直兼、無<sup>レ</sup>故物人等ニテ米穀之費ヲモ不<sup>レ</sup>弃適々豊年ノ年柄循環致候テモ、不慮ノ変時ノ用ニ可<sup>レ</sup>備遠慮無之段、僅力ノ凶年ニモ食料打絶、窮家ノ者其他借才覚等モ出来兼候処ヨリ、田島牛馬等値段ノ高下無<sup>レ</sup>構買却仕、眼前ノ急ヲ通<sup>レ</sup>候迄ニテ、跡彌々難渋ニ相及候者追々有之就テハ当年ノ儀一同押並テ中作ノ年柄二付、非常用トシテ島中ヨリ百石銘々請持高ニ割掛、御貢米ニ相添ヘ糶圍上納御免被仰付下度、左候テ右米筋ノ儀ハ、即当秋ヨリ百石共貳割付ヲ以テ貸付、来未(明治四年)秋元利百貳拾石無滞返納相成候上、又々百貳拾石共二元米ニシテ貸出し、夫ヨリ先亥年(明治四年)迄五ヶ年、毎年右ノ仕繰ニテ仕候ヘバ、亥秋、米都合貳百四拾八石八斗參升貳合ニ罷成候二付、其節最初銘々ヨリ差上置候本米百石丈ハ人々へ差返シ、残百四拾八石參升貳合、内百石ハ亥秋ヨリ先、年々貸付用ニ相究メ、四拾八石八斗參

#### 四 社倉の創立

間切横目士持政照は、西郷先生より備荒貯蓄の良法たる社倉について懇切なる指導を受けたので、その趣意に深く感動し、直にその創立を企つべく時の与人(三人あり)を始め、島の長老等に謀つてみたのであるが、何分にも事業が大きく、かつ各人の出資にまたねばならぬ性質であるために、眼前の姑息小康に馴らされた彼等は、目算のつかぬ新規事業を恐れて中々動こうとしない。それで政照は時機の到来を待つこととなつた。しかして元治元年自身が与人役に挙げられるや再び社倉の創立を提唱したところ、同役山口真粹憲、沖利有等まずその熱意に動かされ、かくして機運は次第に熟し、代官の許可を得て明治三年秋(一八七〇)こゝに南島史上、否日本の経済史中にも一齣を録せらるるの値ある沖永良部島社倉が実現したのである。これ垂教の恩人西郷先生が、赦免に会い島を去つて六年の後である。代官に提出した左の社倉創立願書はその事業計画を知るに貴重なものであり、左に全文を示す。

升貳合、並二年々利息米拾五石ヅ、御蔵へ圍置候ハズ凶年ノ節ハ勿論不時ノ災難ヲ救ヒ、又廢疾ノ者モ憐ミ、何乎救助ノ道相付、社倉ノ趣意ニ基キ、仁恕ノ大本相立候儀ト奉存候。

右米筋ノ儀、近頃恐多奉存候得共御座(代官所役 人ノ事務所)へ別段根帳御取仕立置被下、与人方ヨリ申受取納願出候節ハ御見分ノ上取納相成候様御免被仰付下度、尤貸付方ニ付テハ借主ヨリ掟(おきて)取次ヲ以テ与人方へ申出シ三役(与人三名ノ意ナルベシ)吟味ノ上、其者ノ身体ニ応ジ、貸付候様仕度、左候テ返米ノ儀ハ翌秋十月朔日限り皆納相成候様堅ク取究申度奉存候

午秋 五ヶ年算立左ノ通り

一、米百石起 但高頭壹石ニ付壹升五合參勺七四九七九宛石島中ヨリ高頭貳割掛上納爲仕候テ、則チ当年

未秋 ヨリ貳割利付ヲ以テ貸出

一、米百石起 午秋元米  
一、米貳拾石起右同利米  
メ 米百貳拾石未秋收納ノ上元米ニテ前条ノ利息を

申秋 以テ貸出

一、米百貳拾石起 未秋元米  
一、米貳拾四石起 右同利米

酉秋 米百四拾四石申秋收納ノ上元米ニテ前文同断  
一、米百四拾四石起 中秋元米

戌秋 米百七拾貳石八斗起右同利米  
一、米百七拾貳石八斗起 酉秋元米  
一、米參拾四石五斗六升起右同利米  
メ 米百七拾參斗六升戌秋收納ノ上同断

亥秋 一、米貳百七石參斗六升起 戌秋元米  
一、米四拾壹石四斗七升貳合 右同利米  
メ 貳百四拾八石八斗三升貳合

右亥年迄五ヶ年相濟候上、百石ハ午秋上納仕置候人々へ返賦、残百四拾八石參升貳合有之、右ノ内ヨ

リ四拾八石余ハ、亥秋ヨリ御藏へ圍置、年々百石ヾ、貸付ク

亥秋

一、米百石起 利息壹割五分

右亥秋ノ間ハ右ノ元米組立候迄年々利息迄元米ニ相足貸付候得共、亥年迄ニテ元米相調候ニ付、前文ニモ申上候通り、本行百石元米ニ相究メ年々貸出シ利息米ノ儀ハ毎年御藏ニ圍置候へバ、亥年ヨリ先キ貳参拾年ヲ経テ利米五百石余ニモ相及候賦ニテ、左候得者凶年又ハ患難到来ノ者へ時々相渡急難相救ヒ、尤返米ノ儀ハ翌秋又ハ翌々秋ニテモ三ヶ年ノ間都合ヲ以テ無利ニテ返納相成候様仕候ハゞ第一窮家ノ者共取扱ヒ、社倉ノ趣旨ニ相叶ヒ、一同難有奉汲受儀ト奉存候

一、五ヶ年之定ハ、大抵順年打続候賦ニテ、豊凶ハ年々ニ違ヒ、又凶年ニモ大中ノ区別有之先大概ヲ五ヶ年ト立置、其上ハ年々隨ヒ、若シ五ヶ年ノ内大凶年到来ノ節ハ銘々へ相渡シ翌秋無利ニテ返納仕度候。左候得者一ヶ年ハ利息相休候ニ付、六ヶ年ニモ相掛候テ丸五年ノ利息相掛候上、島中へ本米差返シ申度

新古籾入替等ノ儀ハ、其節ノ吟味ニ被仰付度奉存候

一、右米筋ノ儀 前文ニモ申上置候通り、不時ノ用鰈寡孤独廢疾等ノ者ヲ取救爲ニ設候儀ハ、当時物役熟談ノ上ノ事ニテ、少モ惰ル儀ハ無之賦ニ候得共後年ニ至リ若シ役々内意等承、無據伺申立、過分借用等願出候儀モ難計候間、万一右等ノ儀御願申上候節ハ御取揚被下間敷旨屹度被仰付置度奉存候

一、右米筋取扱方ニ付テハ与人ハ勿論ノ事ニ候得共、間切横目黍横目(甘藷整塔)ヨリ一人ツツ、書役ヨリ二人ツツ掛役仰付置被下度、毎年勘定仕而御座(代官ノ)エ御届申上候様仕候而不締ノ儀無之往最通(誤写ノ)ルベシ可申、尤此法行ハルルト行ハレザルハ役々心ヲ用フルト用ヒザルトニ依ル儀ト奉存候

右者当島ノ儀御改革以来百姓中得手隙作時出精仕、追々延立候得共、元来生計ノ状態薄キ者共ニテ、適々豊年相成候テモ、貧富共ニ有丈暮ニテ、変ニ可備遠慮無之故、僅カノ凶年ニモ蘇鉄ヲ以テ、乍漸飢渴相凌申仕合ニ御座候。依之当年ノ儀ハ一同押並中作位ノ年柄故、本行畜積ノ法取行候得バ何力救助ノ道相開往々島中一廉ノ爲筋(誤写ノ)罷成可申儀ニテ、百

尤モ中等ノ凶年迄ハ可成手ヲ掛ケザル様仕度奉存候

一、前文利息米ノ儀、毎年無殘貸付相成候上之算立ニテ、若却テ貸付不ニ相調一節ハ、夫丈ケ利米相減賦候得者、利米ノ多少無構、本米百石ノ儀ハ銘々へ差返申度奉存候

一、当年高頭ニ割掛銘々が爲差出候儀ニ付テハ、五ヶ年目ニ本米差返ス事ニ候得共、愚昧ノ者共只今目前ノ利ノミ考、五ヶ年迄ノ利米ヲ迷惑ノ様ニ心得候儀モ難計候得者、右ハ全ク島中困究ノ者相借財旁々ニテ田宅ヲ失ナヒ、離散ニ及候様ノ事無之自然ト潤立一統ノ利益ト申所ヲ能ク申論候ハゞ心服仕候儀ト奉存候

一、利息米ノ儀、御定法ノ参割ヨリ引下ケ貳割又ハ壹割五分ニテ貸付候儀、第一困ヲ取救候爲ニ御座候処、万一心得違者利潤ヲ考、右米筋借用仕候テ又参割ニテ貸付候儀モ難計候間、右等ノ儀無之様能々御吟味ヲ尽シ貸付候様仕度奉存候

一、後年利息米四五百石ニモ相及候節ハ、毎村藏造立候テ圍籾仕置度、尤藏買求方ハ勿論諸雜費旁々且掛役ノ勞米迄モ、右米筋ヨリ御拂被下候様、左候而

姓へモ右箇所ノ始終、篤ト吞込候様申論候得者難有承知可仕儀ト、間切横目、黎横目ハ勿論、惣役(農役ノ意)ニモ申談、此段申上候間何卒御免被仰付下度願上候 以上

右願文の趣旨を概括すれば

一、目的 凶年の際に於ける備荒、鰥寡孤独、不具廢疾者の救助、資力薄弱なる者に対する低資の融通。

二、儲米積立の方法

明治三年秋、草高壹石に付米壹升五合余の割合を以て課出せしめ、総石数米百石を得る。然らば其れを年貳割の利息(当時公認の利息は年三割)にて貸付け毎年利米を元米に加へて、丸五年利殖して明治八年に至リ元利合計米貳百四拾八石余を得る。そこで最初課出の元米は利息を附せずして各人に返還、其の内百石は運転資本として年利壹割五分で貸付ける。四拾八石は直に籾に代へて畜藏、翌年より生ずる利米も同様籾に替へて蓄藏する。

三、管理

代官を監督官となし其運用には与人三人、間切横

目、黍横目各一人、書役二人が之に当る而して毎年の事業成績は之を代官所に報告する。

要するに、社倉の眼目たる済生の機関たると共に、今日の信用組合の色彩をやや加味したと見るべきであろう。しかしして旧藩時代は勿論、当時においても島治万般何れも官憲の指令に行う有様であったのに、独り社倉のみが何等官憲の発意によらず、ただ流人西郷の遺志によつて此に至つたことは特に囑目に値すると思つてゐる。

## 五 備荒貯蓄の状況

(註) 沖永良部島社倉史の中で特記すべき事は、保護会

社に対する品代の全免による利益の繰り入れである(明治六年)。この事については「沖永良部島社倉の沿革」より和泊町編「沖永良部島郷土史資料」の方が詳細に記録されているので、本文は主として郷土史料を参考にした。

右願書は在番所より許可せられ左の役員を設立掛員に任命ありたり。

与 人 沖 利有(旧名 蘇廷良)

与 人 山口真粹憲(旧名 真粹憲)

与 人 土持政照

間切横目 操 垣栽

同 沖島曾謙(旧名 曾勳)

同 和田川都志

同 本田親徳

書 役 俊 利憲

同 松尾川悦

前述(四、社倉の創立)の方法にて創立委員に依り追年貸付増殖を計りつつありしが明治六年時の鹿児島県令大山綱良東京に於て旧保護会社(島津藩の設立にて物品を官売する所、廢藩置県に依り県庁に引継ぎ県有となりしを尚島津公の上京費用等に使用せりと言ふ)物品代砂糖百四拾六万斤余(一万挺)負債を六分通りは負債者に下さり切り、四分通りは三ヶ年賦にて上納すべき旨申渡されたり。又其四分通(五十八万四千斤)は大西郷の内意に依り大山県令上納を免し、右糖額を以て人民救助の方法を設くべき旨を命したるを以て、又其半額(二十九万二千斤)は負債者へ与へ、残り二十九万二千斤は社倉

の資本に合したるを以て、初めて借入たる出来は未だ五年の期限に達せずして各人に返戻し、利米七拾式石八斗を貸付利殖して益々会社の資金の増加を計れり。

右旧保護会社の負債を免したる由来は社倉史に關係深きを以て尚詳細に説明すべし。

旧藩時代は藩主商業を行ひ、物品は藩庁より輸送し来り之を人民の生産せる砂糖と交易し、生産糖は全部藩庁に受取り大阪に於て販売せり。此事業を行ふが即保護会社なり。然して物品代は凡て右会社の勝手につけたる代価にして、人民の生産糖代を以て償う能はず、遂に負債となれり(風害に依り生産額減少して不足の場合もあり)。然るに御維新に依り明治五年冬右砂糖官売及物品売買は廃止せられ、自由売買を許されたるも旧保護会社の負債百四拾六万斤余あり、当年の生産予想高百四拾余万斤にては右負債を償還して商人と取引する余裕なく困難に陥りたり。茲に於て右負債の年賦償還を歎願するが先決問題となり、協議の結果与人士持政照は人民総代として右年賦償還の爲め明治六年二月二十三日大和船順通丸にて上鹿し、最初に十ヶ年賦償還を県庁に出願したるを却下せられ、五ヶ年賦に変更して出願したるも許され

ず、又三ヶ年賦に出願せしも許されず、止むを得ず更に追願の爲め総代の増加を請求し、全年五月十二日間切横目操垣栽出発。同月二十六日着覺歎願せしも許容なかりき。是より先き即ち同年五月七日大山県令の命に依り政照は東京に出張し五月二十六日着京し、県令を訪問せしに、県令は当時大蔵省より大島各島の地租は砂糖を以て上納すべき旨命せられたるを以て右代金にて上納せしむる様交渉せしも許されず困却し居れり。依て西郷先生の力を借らんとするも、先生病中にて諸人の面会を禁じ居れり。君は先生と親交と聞く願くは余の書面を以て先生に面会せよと奨めたり。政照は県令の旨を受け西郷翁に面謁して依頼せしに、翁は県令の乞を斥けて曰く「そもそも御維新に依り全国一般に石代金上納の布達は既に発布あるに、島方に限り旧慣通り砂糖を以て上納せしむる筈なし。斯の如く法律にて命じ居ることを主張し得ずして、他の援助を乞ふは県令としていくじなきなり。宜しく黒田清隆氏に奮励努力すべし」と返答せり。政照は己むを得ず此旨を県令に復命せり。其の後大山県令は数度交渉せしも其効なく、己むを得ず租税の半額は砂糖にて上納し、半額は十ヶ年賦にて金にて上納する

事を歎願し、大蔵省は之を許可したるを以て租税の件は遂に落着せり。

故に政照は一日大西郷を青山の別荘に訪ひ、帰省の近づきたるを告ぐ。翁其の理由を問ふ。政照租税の形行を語る。翁大に遺憾とし曰く「例県令に於て其如き処置を為すと雖もこれは違法なるを以て承知する勿れ。余、租税頭松方に書面を添付するに依り、君自身松方に面会して談判せよ。」とて一書を渡し、尚附言して曰く、「如斯条理の立て居る事彼聞かざれば彼の頭に手拳を加へ必ず敗を取る勿れ。」と励ます。政照諾して去る。然し翁の命なるも一応上官たる県令の許を受くる必要ありと思考し、大山県令に其旨を上申し其許を得て政照は松方租税頭の官宅を訪問す。時偶々休日なりしを以て租税頭は在宅す。直に面会し願意を通す。便宜の為め左に其問答を記す事とせん。

(松方) 初めてお目に係ります只今西郷さんより御手紙を頂き承知しました丁度西郷さんの仰せらる通りにて少しも違ひありません。

然し御上に於て少し都合があるから本年丈旧通りにて上納して貰いたいですが其の御都合出来ませんか。

め私は鹿児島島に参りましたが、許可せられず困て居る処に租税も又砂糖で上納せよとの事を承り私は急に上京した次第であります。

此時松方租税頭は卓子をたたひて曰く「そらそら内々で保護会社の負債は年賦でも出来ぬと言ひながら只僅三十一万斤納む租税に異議を云ふは甚だ県令が不都合である。其負債は打切て貰ひなさい。そうすれば租税のことはよい様に周旋致します。

(政照) 其事は県令に御伝え致します。どうか租税のことは宜しく御願致します。

此時三条公より只今御用の急書参り松方氏は政照に対し「今日は寛々島方の事情を拝聴することと相考へ喜んで居ましたが只今御覧の通り御用で出勤致します。又どうぞ再び御来駕を願ひます」とあいさつして去る。政照も再会を約して帰り、其の日の状況を県令に報告せり。其後数日経て県令よりの御用ありて、政照及び基俊良は東京事務所に出頭せしに左の意味の令書を受く。

大島、徳之島、喜界、沖永良部、与論へ

大島各島旧保護会社の負債糖は六分通りは不納申付四分通りは三ヶ年賦にて上納すべし。

(政照) 左様ですか然らば元通の上納にて宜しければ米にて上納致します。元来米にて上納し来りしが島方は米が多事ない処で、一辺上納した米も再び鹿児島より積戻す訳で、便宜の為め砂糖で代納している次第でありますから元通りで宜しければ米で上納しましょう。(松方) そうではないでしょう。先生上納は砂糖でしよう。

(政照) いえ米です。若し御疑なら県令へ御尋下されば分ります。

(松方) それは私か島方の事情を知らずして斯く申すは失礼で或は御説の通りかも知りませんが時に本年は何程の産額ですか。

(政照) 左様私が島元を出発した時は未だ収納になつて居ませんで確に分りませんが、同役よりの通知に依ると凡そ百四拾余万斤位はあるとのこと。

(松方) 左様ですか。百四十万斤も出来れば其内租税は只僅参拾万斤ですから其残余を以て商人と取引する事が出来るでしょう。

(政照) それはそうですが其残余は旧保護会社に負債が百四十六万斤余ありまして、実は其の年賦償還願の為に右の如く過分の得物を得、手の舞足の踏む所を知らず令書を携へ西郷翁を訪問して謝辞を述べ。翁は却て未だ足らざる不満の模様にて斯の如き事は県令の当然の事なり。租税のことは石代金上納の外承知する勿れと勸む。然れ共前文述べたる如く県令より半額は砂糖にて納め半額は石代金にて十ヶ年賦上納に歎願し大蔵省の許可を受けたることなれば如何ともする事能わず。大山県令は横山大属を代理として大西郷に右の件を報告することを依頼して帰県したり。

横山大属は政照同伴西郷翁を訪問す。横山氏は翁と親しき旧友なりき。左に其談話を記さん。

(横山) 久しく会はんであった、時に島方の租税の件に付ては色々御世話に預り難有う。処が遂に目的通り出来ず半額は砂糖で半分は石代金で十ヶ年賦上納の処で落着した。それで実は県令直接御礼を申上ぐる筈であつたが急用で帰県し、私代て御礼を申上ぐる様にとの事であるから左様御承知下さい。

(大西郷) なに条理の立ったことが出来ないことがあるか。そう言ふざまだから鹿児島島の仕事は何日も事務渉

滞で甚だ困る。然しもう済んだことは致方ないが、旧保護会社の負債四分通りは三ヶ年賦上納とは何事だ皆やれ、人民の難儀する時救ふは上官の義務ではないか。(横山) 承知した帰庁の上県令に其旨申上ましよう。

此時横山大属は政照に向ひ、「政照さん君も先生の仰せられたること能く覚えて居て下さい。共に県令に申上げましょう。自分は他へ参る処があるから君は寛々先生と御話して下さい。私はこれで御いとま致します」と述べ辞去せり。

其後数日の後横山大属及政照は帰県して其旨県令に報告せしに、県令は大に感じ共に大島へ巡回し大島の二三村を巡視して左の令書を各島与人に発したり。

各島の儀旧藩政時代より先知先覚の人屢撫恤之道千辛万苦尽力すと雖も何分僻遠隔絶之端島故百事行届兼加之両三年間には必旱風之天災打続き連々貧困之極に立至り憫然之為体日夜憂思す今茲に三四ヶ村巡見致し実際見聞致候処皆伝聞之外に出て挙て乞食同前之家屋を並べ随て着服食料又困窮す就て各島に於ても更に甲乙有之間敷実<sub>ニ</sub>に愛民保護之職掌不忍見聞次第に候依而先般旧保護会社へ可收納物品代来る亥年まで三ヶ年割本

#### 当時の貨幣

- 一、金札壹円 代価三十七貫五百文
- 但適宜により三十八貫文もあり
- 一、半円札一枚 代価十八貫七百五十文
- 一、二十銭札一枚 七貫五百文
- 一、二十銭札一枚 三貫七百五十文
- 一、天保銭一枚 三百文(後の八厘)
- 一、四文銭一枚 七十二文(後の二厘)
- 一、文久銭一枚 五十四文(後の二厘五毛)
- 一、銅銭一枚 三十六文(後の一厘)

(但一貫は九百六十文)

尚是を少額として又明治八年式拾四万貫(六千三百九十余円)を十ヶ年賦の恩供を蒙り、前年の五万貫を加へ人民に配当して貸与せり。

明治八年の拝借金六千三百九十四円五厘三毛の配分は当時全島の総戸数二千六百六十二戸を上、中、下の三等に区分し上家部は一戸一円五十銭宛中家部は一戸二円下家部は二戸三円宛とせり右金受取の時の請書左の如し。

#### 記

一金六千三百九十四円五厘三毛

金返納の儀更に此節無納申付候条右は別途に取結協力同心相親相保之儀を以て非常の天災等臨時差支無之様兼て良法を設け衆民をして真に王政復古之大典を感戴為致度旨趣を反復評議相尽し仮にも私意偏頗之旧習を狭ます後年一同永久安全の方法を屯と相立可申事

明治六年癸酉十月

鹿児島県令 大山 綱 良

右の次第にて沖永良部島は既に右趣旨にて社倉を設立し居たるを以て、右負債額を社倉資金に加へたり。尚明治七年金銭融通の為として県庁より五万貫(千三百三十三円余)無年限無利息にて貸与せり。

貨幣融通につき大山権令よりの御通達左の如し

一、銅銭 十萬貫文 大島

一、同 五萬貫文宛、徳之島、沖永良部島、喜界島

一、同 二萬貫文 与論島

右は去秋大島へ下島のみぎり貨幣融通之儀申渡置候処僻島<sub>ニ</sub>于今金貨行渡兼候段相聞得候付本行の員数無年限無利にて下渡候条毎戸無親疎配当致県下へ申渡候置直成を以て可致融通事

明治七戌三月二十三日 大山 権 令

今般御県治新裁之御制度に付從來之旧習を一洗し更に改正に着目し貨幣も一般同轍に通融致候様且厚き思召を以て島民為御救助年賦返上を以て本行の通り御下金相成奉拝受則毎戸へ配当仕候処難有御札申出候間此段申上候也

明治八年乙亥七月

沖永良部島

戸長 沖蘇廷良

操 垣裁

沖島曾勲

大山鹿児島県令殿

明治二十三年国会開会のため決算の必要より十ヶ年賦与の二十四万貫即ち六千三百九十四円は返納し五万貫は之を下渡として又社倉資金に加へたり。

以上述べたることにより社倉の資金に付きては明瞭になりたるを以て以下社倉の他の事項につき列記することとせん。

一、明治八年衛生方(鹿児島病院院長兼校長英大医ウイリス)へ学生(三ヶ年課程)正則小学伝習生(一ヶ年課程)島費(社倉費)を以て入学せしむべき命あり是に由て坂本元明、東一徳、栄寿祥を伝習生に冲揖賢、鎌

田宗円、操担勁を医大生に選し七月業に就かしむ而して伝習生は正則下等を卒業明春より施行医学生は研学の央に西南役の騷擾に遭遇し卒業せざりき。

一、明治九年靱圀の爲め桁行三間奥行二間半の高蔵を玉城、上平川、芦清良、瀬利寛、田舎平、下城に各一棟宛造営し靱を蓄ふ。

一、明治十三年迄は社倉事務は副戸長の兼任にて取扱ひ来りしが此年に至り前久憲（和字前久茂の祖父）和田清直（喜美留和田清実の父、向井清国（祖父）の二人を事務員に命じ戸長役場（村役場）内に於て執務す前者は月給五円後者は月給四円。

一、明治十六年社倉資金を以て公立病院を設置し院長に沖利有（利経の父）副院長に撰玄碩（撰鋭吉の祖父）医員に皆吉庸熙（皆吉平の父）福山清道（福山清明の父）栄寿祥（栄寿徳の父）任命執務せしむ。

一、明治二十一年社倉規則を設定し事務長一人事務員二人を置き執務することとなる。

利息は貸米は年一割五分貸金は月八朱とせり、事務長に沖利経（月給七円）事務員に木尾為定（木尾為傑の父）山口通亮（山口禎善の父）当選す（月給五円宛）。

一、明治二十二年十月事務所従来茅葺の処瓦葺家二十八坪工費七百円全上高蔵十二坪工費三百円にて大工伊勢雪助（宮崎県の人）請負造す。

当時社倉資金金壹万六千余円米千余石現在せり。  
一、明治二十四年四月一日左の社倉規則改定施行せり。

### 社倉規則

#### 第一款 総則

第壹条 凡そ定款の旨趣に従ひ取極めたる申合規則全島一同確守すへきものなり

#### 第二款 名称

第二条 名号は従前通り社倉と称す

#### 第三款 位置

第三条 社倉は沖永良部島和泊村五百七拾九番地へ設置す

#### 第四款 目的

第四条 社倉はかん寡孤独、老病不具にして自活の途なきものを救助するにあり

第五条 公衆に係る天災及無抛事故ありて施与すべき事情ある時は議員の議決を経て支出することを得

但困難者にして老名米壹斗金五拾銭以下は常議員の

決議を要し同時に米式石、金拾円以上は議員総会の決議を要す尤も危急に際する時は此限に非ず

第六条 社倉資本金の内壹万円を常定額とし其余有を以て全島の公益に関する衛生教育殖産興業の資金を必要と認むる時は議員総会の決議を施行することあるべし

但該常定額金壹万円は毎年一月に於て常議員会を開き貸付証書を調査し確認したる金額とす

第七条 社倉資本金の内より議員総会の議決を経て社費支出することあるべし

#### 第五款 資本

第八条 社倉の資本は従来の積立及貸付金穀にして社倉創立の際在籍人民及其子孫本島内に於て此れが共有権を有す

第九条 社倉の積立金穀は時機適宜の利子を附し満壹ヶ年以内の期限を以て左項に依り貸与すべきものとす

第一項 積立金穀貸与の節は価格貸与額に式倍する不動産の抵当物あるを要す

第二項 抵当価格の適否は該村議員二名以上の認定書及社倉役員の見込みを要す

第拾壹条 公共に関する天災に際し困窮者へは議員総会の

議決を経て無利息にて金穀を貸与する事あるべし

第拾貳条 社倉は準備として左項に依り常に蓄積すべし

#### 第壹項 金五百円

第二項 靱五百石  
但靱は三年毎に換蓄すべし

第拾參条 前条の準備金穀を全島に関する支出の必要ある場合に於ては常議員会を経て一時立換へすることあるべし

第拾肆条 五拾円以上社倉金を借用しあるものは毎年引

結をするとき利金の外に本金の拾分の一づつを返金せしむべし若し其の拾分の一を返金せざるものは夫れに對する式倍の抵当物を徴し貸与の手續きをなすべし

但実行し難きときは議員総会の決議に附すべし

第拾伍条 新に社倉金を貸与するは參拾円以下は事務掛の見込みにして參拾円を超過するときは常議員の決議を経て貸与すべきものとす

第拾陸条 全島に関する支出の必要ある場合に於ては一時に金參拾円以下は事務係の見込みに附し全時に金參拾円以上は議員総会の議決を経るを要す

第拾六条 社倉金穀を貸与するは可成従来借用者少き村民へ貸与すべし

第拾七条 社倉金穀を借用し満式ケ年間返済の義務を怠るものは議員総会の議決を経て書人抵当物公売の処分を為し其代価を取立てたる上猶ほ返済金額に不足を生ずるときは本人は勿論保証人の資力限り速に弁償せしむべし

第拾八条 社倉貸付金に対し損害を及ぼしたるものは終身社倉に対し一切の権利なきものとす

但し救助は此限りに非ず

#### 第六款 議員

第拾九条 社倉規則範圍内の事柄を議せんが為め投票を以て村の都合に依り式名以上五名以下の議員を選定す

但し期限は満式ケ年とす尤も再選するを得べし

第貳拾条 常議員は各村毎に壱名づつ議員中より選定す

第廿一条 議員中より六名の調査委員を置き毎月初めに社倉資本に関する帳簿及現在金を調査し各議員を経て全島に報告す

#### 第七款 総会

第廿二条 社倉議員総会は定式臨時の式種とす

但定式会は毎年七月を以て開会す

第廿三条 議員拾名以上より臨時議員総会を開かんと要求するときは其目的の要旨を記載したる請求書を社倉へ差出すべし

第廿四条 社倉の役員は臨時議員総会を開くの必要あるときは何時にても総会を催すことを得

第廿五条 定式臨時の議員総会の招集をなすには其の集会すべき時日を報告すべし若し議員中総会に出頭し難き事故あるときは其旨書面に認め社倉へ差出すべし

但し同日出頭せざるものは後日異議を申立つることを得ず

第廿六条 定式臨時の別なく議員総会に於て其事を議するに当り議員半数以上出席するに非ざれば何事も議す可からず

第廿七条 凡そ議員総会に於て事を決するには同意多数に依る若し可否相半するときは議長は其一に決定すべし

第廿八条 凡そ総会に於て議決せし件々は会議簿へ明記し議長及常議員是れに調印し以て後日の証拠として社倉へ備へ置くべし

#### 第八款 印形

第廿九条 社倉に用いる所の印章は左の如し

第三十条 社倉の印章は事務掛の外社用と雖も取扱ふことを得ず

#### 第九款 勘定

第卅一条 社倉の計算は一月より十二月迄に損益の計算を遂げ七月議員の総会に於て全島一同へ明細に広告すべし

第卅二条 社倉の勘定は殖益金の内より諸経費を引去り現在金及び貸付金の既済額を詳記して全島一同へ報告すべきものとす

#### 第十款 経費

第卅三条 社倉の費用は毎年予算案を製し議会の決議したるものに限る

#### 第十一款 役員

第卅四条 社倉の役員は全島一同の公選とす

第卅五条 社倉に事務掛式名を置く

但給金旅費日当は議会の決議に依る

第卅六条 役員在職年限は満式ケ年とす

但再選するを得

第卅七条 社倉事務繁忙の時は雇員を置く事を得

第卅八条 社倉役員にして其職務を怠り或は権利なき事等を為すときは議員総会の決議を経て不時に其職を免すことあるべし

第卅九条 社倉役員は自己の為め社倉金穀を繰替することを得ず又一個人に社倉金穀を繰替へせしむ可らず

第四拾条 社倉の役員たるものは自己の名義を以て社倉内に於て売買なすを得ず又社倉と他人との取引上に関する請人保証人となる事を得ず

第四拾壹条 事務掛は担当せし一切の事務に付社倉の名義を以て願何届亦是他人と書信の往復するを得べし

第四拾貳条 事務掛は担当せし職務を行うに付社倉に損益を生ずる事あるとも一身上に其責を負ふなし然りと雖其事柄故意に出でたるときは議員総会の決議に依り処分をなすべし

第四拾参条 社倉の金穀に対し裁判を仰ぐの場合にありては事務掛は原告被告たるの権利義務を有すべきものとす

#### 第十款 補則

第四拾四條 社倉に事務例規を置く

第四拾五条 社倉規則書は活版の上各村に逡通つづ配付すべきものとす

第四拾六条 議員外と雖も議場に於て十分に意見を述ぶる事を得

但表決の數に与ることを得ず

第四拾七条 社倉資本に関する帳簿及現在金は一個人にても調査員の紹介を以て見聞する事を得

但調査員は故なく紹介を拒む事を得ず

第四拾八条 将来此規則の更正追加の必要あるときは毎村人民四分の三以上の同意を得るに非ざれば為すことを得ざるものとす

第四拾九条 本規則は明治二十四年四月一日より実施す右の条々従来の社倉を維持せんが為め全島一同の協議を以て決定し取極めたるもの也。

## 六 事業の状況（一部再録）

社倉本来の目的たる濟生救助に向つて、社倉が如何に利用せられたか、詳細にわたつてこれを語る文書記録のないのは遺憾であるが、乏しき中より拾つた二三を左に

紹介してみたい。

### (一) 罹災窮民の救助

明治十九年十一月、未曾有の暴風襲来、風害、潮害を受けて全島ほとんど焦土と化し、蘇鉄を余す一葉の青色無きの惨状を呈した。その際、官米ならびに備荒貯蓄金よりの救助に先立ち、社倉より金式百八拾円と米若干を支出して、罹災者四百十六人に施与した。明治二十八年七月暴風雨襲来、さきの明治十九年のそれに比すれば被害稍軽きも、古来まれなるものであった。よつて社倉は金九百八円を支出して二百九十一人の罹災民を救助している。

細民の救助は右の二件に止つたものではなく、平常の場合にもあつたものであると推察するのであるが調査行届かざる故これを省く。

### (二) 公立病院の設立

明治十六年、社倉資金を以て公立永長部病院を和泊村の地に設立した。当時本島には十人位の医師があつた。それは多く鹿児島において二年或は三年医師の修業をして帰つたいわゆる漢法医で、その中にはわずかに蘭法医の心掛あるのもあつた。が、概して医療費高

くかつ薬の古きため医効少なく、ここに医療費の軽減、医療普及のために公立病院の設立となり、貧困者に対しては無料施薬もした。細民に対しては大きな福音であつたが経営困難のためか、又他の理由によるか四、五年にして廃止となつた。(明治十八年十二月火災のため、病院焼失これも有力な理由となつたであらう。)

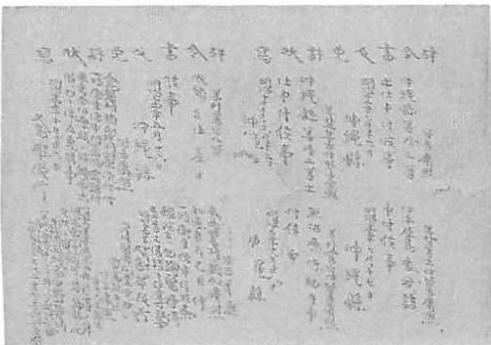
設立当時の院長は沖利有、副院長は撰玄碩、医員は皆吉庸熙、福山清道、榮寿祥等であつた。

明治十四年九月、この島の畦布村に疑似コレラ発生その勢激しく村中に流行して一大恐ろを呈した。窮民に至つては加療の術なく、社倉資金中よりも金穀を支出して防疫救助をしたのである。この出来事が公立

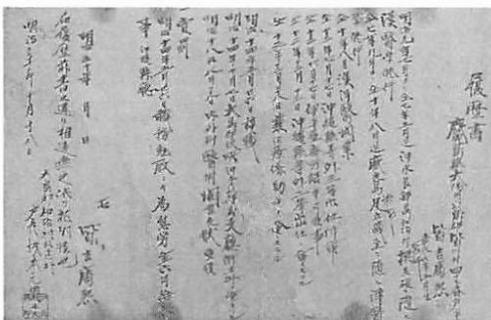
皆吉庸熙の辞令・免許状など



西南役で西郷軍に従軍したことについての判決書



辞令書と免許状の写



履歴書

病院設立の大きな誘因をなしているようである。

### (三) 教育費の補助

明治九年、衛生方医学生三名（三ヶ年課程）正則小学校伝習生（一ヶ年課程）を島費で鹿児島へ修学のため派遣してある。（操担勤編沖水良節 島沿革誌による）他の記録と勘へ合わせるに島費とは社会資金よりの支出なるべしと推量するのである。明治十年、島中十七ヶ所に正則小学校の設立を見るに至った。その際、社会資金中より金参千円余を之に支出している。

### (四) 港湾の開さく外

明治二十七年六月十八日、和泊港口狭隘なる而已ならず点々暗礁あり、満潮時といえども深七尺に過ぎず一步を誤れば瞬息暗礁に触破する患あるを以て、従前砂糖積に來港する和船十七、八反帆（砂糖七、八百挺積）乃至二十二反帆（千二百挺積）水先を能く選択乗込せあるにかかわらず島民中、港口案内精練の者、和泊、伊延各二名かねて公役を免じ港預り、という役目にて和船の見える時は直に小舟にて港外に漕出し案内することし実に危険を極めおりしを以て、予算三千三百三十四円（社会寄附千五百余円、具補助千八百余

## 七 社会倉の解散

明治二十八年九月、全島各村より選出せられたる議員総会において、その四分の三以上の同意により左の議決をなした。

- (一) 社会資金の強固と、不時の用に適するためを計い在来の貸付方法を變じ公債證書を買入れ置くべきこと。
- (二) 社会在来金穀の債権は之を四分の一に減少して即納せしむべきこと、即納すること能わざるものは証書を引換え担保地所の売渡証取立、その登記の手續をなし置くべきこと、なお、その手續をなすまでは一ヶ月八朱の利子を附すべきこと。
- (三) 来年五月三十一日まで完納せざるものは担保地所を公売に附すこと。
- (四) 社会規則全部更正は委員会において之をなすべきこと。
- (五) 社会規則中本議決に抵触するものはその効を失うものとす。
- (六) 本議決に同意を表する証として署名捺印し置く事

（四）長崎県山田栄作（潜水器械使用）請負本日より着手せるも、はかどり難きにより解約して、直営として島庁書記妻鹿猿吉、村役場中村源良監督にて天然岩穴又は鉄棒による穴へ潜水練達の者をして火薬を使用せしむ、もとより外海に臨むため、天候に左右され従事し得ざる日多く漸く二十九年九月竣工、今や口径式拾間となり暗礁干潮の時八尺以上となり昔日の患難を免れたり。

同年五月、巖島神社前断岸にて浜への卸口なく荷揚困難に付社会金支弁式拾八円を以て沖繩人「加美」請負開さく又神社後東浜卸口同上式拾五円請負置石とす。

右数項、詳細を欠くのではあるが、前章に示した社会規則中の「第四条 社会は鰥寡孤独老病不具にして自活の途なきを救助するにあり」また「第六条 その余有を以て全島の公益に関する衛生、教育、殖産、興業の出金云々」の目的に向つて利用せられたことは明らかである。

右決議書に示されたる「在来の貸付方法を變じ公債證書を買入れ置くべきこと」といい「社会在来金穀の債権はこれを四分の一に減少して即納せしむべきこと」といい、社会の将来に対する暗影をここに見出すのである。

その表面的理由としては、債務者は総て島民であり、社会資金の増加は一方債務者の生活を窮迫ならしめ、ひいては一島の金融をひっ迫せしめることとなる故に、債務を四分の一に打切つて即時回収し、民間貸付を改めて公債證書の買入れをしようということにあつたようである。しかしその裏面には、時代の変遷、民権の伸長、債務者の策動等様々の事情が伏在していたであろうことを推察するのである。さて、債務の累加過重というが、それは取立の緩怠、貸付の不良等より来るものであつて、当時民間の金利からすれば、はるかに低廉である。当時民間の貸付利息は普通年参割であるが、事情によつては、一年十二ヶ月に満たざる半年或は七、八ヶ月の貸付でもなお参割の利子を附したのであるから事実においてはそれ以上の高利に当つたのである。とにかく支拂の延滞が負債の累加となり、やがて社会の動揺となつたのは争うべからざる事実である。右決議書には現われていないが、

同時に社倉は、全島共有財産に編入せられて大島島司の監督に属し、和泊村外十七ヶ村戸長がこれを主管することとなった。それで沖永良部島社倉は事実この時に解散せられたと見るべきである。さて明治二十八年八月（右決議の直前）に財産は左の多額に上っていた。（一部再録）

貸付元利金 貳万壹千貳百四拾七円余  
貸付元利玄米 七百六拾七石八斗壹升余  
貸付元利粗 壹千參拾四石貳斗四升余  
現 金 九百參拾五円余  
現 困 粉 百七拾五石參斗余  
地 所 九拾四町貳反余  
建 家 貳 棟  
高 藏 七 棟

かくて明治三十三年（一九〇〇）この全島共有財産、即ち社倉財産は両分せられることとなった。その理由とするところは明治二十四年以来汽船定期航海の便開け、加ふるに明治三十年電信の開通あり、通信交通が著しく便利となったから、最早備荒に金穀の必要がないというにあるのであるが、一面には明治十九年行政区画が二分せられ、一は和泊村外十七ヶ村（今日の和泊村）一は知

名村外十七ヶ村（今日の知名村）となり、これが固定すると共に全島共有財産に対する両者の利害が必ずしも一致しないという点も大きな理由であったに相違ない。

さて右兩者配分当時の財産は明らかではないが、同年十二月の決議において壹千五百円を西郷隆盛遺蹟顕彰の費用に、五百円を土持政照に贈呈することとして、これを控除した後をそれぞれ適当に分ち取ることとなった。しかして両村共に学資金に編入し、これが基本財産の根源となっているのである。

なお、右の決議に基き、壹千円を以て西郷隆盛旧謫居の址、ならびにその背後なる土地を買収して整美し、明治三十四年前者には記念碑を後者には西郷神社を建立し残り五百円は南州資金と称し、それ等の維持費として保管以て今日に及んでいる。土持政照に対しては、左の感謝状に添えて金五百円を贈呈した。（政照の頌徳碑処設費を含む）

#### 感謝状

閣下さきと与人の任にあるや西郷吉之助幽囚の裡に規画せられし備荒儲蓄の方法の懇諭を領容せられ蹶然社

倉を設置せられたり。抑々社倉設立の企図たるや凶年飢歳及鰥寡孤独等の前途を顧慮せられしものにして、臨時其救済せし功績顕著なりしに、今や又教育の急務なるに際会し、進展して教育費の基本となる。如斯社倉は初より幾多の急事を弁済し今又無限の人材を養成するの基礎となる。実に累世繁榮して其推止する所なきが如し。是西郷翁及閣下の賜にして我等島民の幸福を荷ふと同時に両閣下の徳を遺忘し能はざる所なり。

於茲今回全島代議会は閣下の功勞を報謝せんが為め別紙目録の金員五百円を贈呈す。希くは閣下 微意のある所を領容せられんことを 頓首

明治三十五年十月五日

沖永良部島全島代議会議総代

和泊戸長 坂 本 元 明

知名戸長 操 坦 勁

土持政照殿

## 八 結 び

以上縷述したるもの土持綱義氏（政照の嗣子）の手記

せる社倉由来記、沖永良部島代官記、操坦勁氏の編纂せる沖永良部島沿革誌、沖島曾徳氏の草稿せる故土持政照履歴調査等に據つたのであるが更に記録を漁り、或は故老について聞くことが出来たならば、別な資料を得るかも知れないが、大方これで尽きているかと思ふ。

徳川時代より明治の初年に掛けて、常平倉、社倉、義倉、所謂三倉の設立せられしもの二十七、八を数えるでは無かるうか。南海の孤島沖永良部島が、是等の一つとして其の中に位するとは寔に珍しいことだと謂わねばならぬ。而も其の創立の首唱者たるや一箇の流人であり、之を実現せしめたるものは微々たる島の小役人であり、之を堅実に成長せしめたるものは民度低しと目せられつつあった避島の辺民ではないか。それにも関わらず何等官憲の庇護を受けずして、二十有五年の間順調の歩みを続け、その本旨に副ひしばかりか、形は失なつたけれども今日にまで恵澤の及んでいるということは、或は他の何れの三倉に比するも遜るところ無いではあるまいか。これ一に大西郷先生の敬天愛人の至情、土持政照の熱意と信望、而して島民の和合に因るものであると私かに思うのである。

鹿児島県社会事業協会の企てによる社会救済史資料編集の委員会に於て備荒貯蓄に関する事例の蒐集を予に命ぜられたるを以て県下沖永良部島にて一流罪人たる南洲西郷翁の獄中に在りて島の役人共勸奨せられて創始を見たる社倉の沿革を編述することにしたのである。沖永良部島出身にして「嶋の南洲先生」の著者として聞ゆる畏友安藤佳翠氏に之が執筆を煩はして県社会事業協会の依頼に對ふることにしたのである。仍て茲に本編の由来を誌して大方に告ぐることにしたのである。

昭和十二年晩春

永井龍一